



# 青森県報

第二千二十八号

平成十四年五月三十一日(金曜日)

## 目次

### 告 示

土地収用法による事業の認定……………(監 理 課) ……一

### 公 告

争議行為の通知の公表……………(労政・能力 開発 課) ……二  
林業用種苗生産事業者の登録の失効……………(林 政 課) ……二

### 出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(西 地 方 農 林 水 産 事 務 所) ……二  
道路の位置の指定……………(十 和 田 県 土 整 備 事 務 所) ……三

### 教育委員会

平成十四年度教科書展示会の時期及び場所……………(義 務 教 育 課) ……三

### 公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(企 画 課) ……四

## 告 示

青森県告示第二百八十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

#### 一 起業者の名称

尾上町

#### 二 事業の種類

町道高木一〇号線改築工事(南津軽郡尾上町大字高木字松元地内から同郡同町大字原字上原地内まで)及びこれに伴う附带工事

#### 三 起業地

##### 1 収用の部分

青森県南津軽郡尾上町大字高木字松元、大字原字北原及び字上原地内

##### 2 使用の部分

青森県南津軽郡尾上町大字高木字松元地内

#### 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

尾上町役場

## 公 告

争議行為の通知の公表

八戸市城下四丁目二の五に所在する八戸清運労働組合の執行委員長羽柴操から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十四年五月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 争議行為の目的

二〇〇二年春闘要求の前進及び獲得

二 争議行為をなす日時

平成十四年六月三日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸清運株式会社経営する全職場

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号	登録年月日	生産事業者		種	穂	苗		名称	所在地	失効年月日
		氏名又は名称	住所			木	木			
二	昭和四 三・二 九	三戸地方森林組合	三戸郡三戸町大字川守田 字大沢二一の四	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	三戸地方森林組合	三戸郡三戸町大字同心 町	平成二 四・二 五
三	〃	階上町森林組合	三戸郡階上町大字赤保内 字耳ヶ吹六の一七		精選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	階上町森林組合苗圃	三戸郡階上町大字赤保 内	〃
二七	〃 八・一 一	五戸町森林組合	三戸郡五戸町字観音堂一 八の一	採取		幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	五戸町森林組合	三戸郡五戸町字館	〃

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

館岡地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業

二 工事を完了年月日

平成十四年五月八日

十和田県土整備事務所告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月三十一日

十和田県土整備事務所長 上原 佳三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字三本木字稲吉一五の五一	四四・五三メートル	六・〇〇メートル	平成十四年五月二七日

### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

平成十四年度教科書展示会の開催時期及び場所等を次のとおり定め、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成十四年五月三十一日

青森県教育委員会教育長 花田 隆 則

番号	教科書センター名称	展示教科書	所在地及び使用する施設の名称	管理責任者氏名	期 間 及 び 展 示 時 間
1	東青教科書センター	小学校	青森市栄町一丁目一〇の一〇 青森市教育研修センター	油川 勝治	法定展示期間 六月二十一日から七月十日及び日曜日を除く。
2	中弘教科書センター	小学校 高等学校	弘前市大字宮園一丁目五の一 弘前市立時敏小学校	田澤 敏之	
3	南黒教科書センター	小学校	黒石市ぐみの木二丁目七七 黒石市立中郷小学校	立花 茂樹	
4	北五教科書センター	小学校 高等学校	五所川原市大字新宮字岡田一六一 五所川原市立五所川原小学校	加藤 俊一	
5	西教科書センター	小学校	北津軽郡小泊村字砂山一〇七六の一 小泊村立小泊小学校	石岡 勇一	
	同 深 浦 分 館	小学校	西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六 深浦町立深浦小学校	西崎 正二	

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRミックス獣っス	奥村遊機株式会社

10	同 五 戸 分 館	小学校 小学校	三戸郡五戸町字天満後二一 五戸町立五戸小学校	北 村 義 文				
9	八 戸 教 科 書 セ ン タ ー	小学校 小学校	三戸郡三戸町大字川守田字関根一五の一 三戸地方教育研究所	丹 新 也	六月二十一日～七月十日 (土・日曜日、木曜日の午後を除く)			
8	同 大 間 分 館	小学校 高等学校	下北郡大間町大字大間字狼丁三七の二 大間町立大間小学校	川 端 亜 喜 男				
7	野 辺 地 教 科 書 セ ン タ ー	小学校 高等学校	むつ市桜木町一九の一 むつ市立大湊中学校	中 村 征 典				
6	十 和 田 教 科 書 セ ン タ ー	小学校 高等学校	上北郡野辺地町字寺の沢四二の四 野辺地町立野辺地小学校	伊 藤 猛				
			十和田市東三番町三六の一 十和田市立三本木小学校	三 浦 一 美				展示時間 午前九時か 午後四時ま で

同	同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右	右
CRミックス獣っSMS	キングホー助V	CR・キングホー助K	CRファイバーエジブシヤング	CRファイバーパークエストSP	CRドラムチック麻雀	CROH!SAMURAI	ケイワンレバンナR	回胴式遊技機
同 右	株式会社平和	同 右	株式会社三共	株式会社ダイド	株式会社大一商会	株式会社サンセイアールアンドデイ	株式会社エレコ	

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭